



マイナンバー(個人番号)カードが 保険証と一体化したらどうなる？

神奈川県保険医協会・事務局主幹 知念 哲

はじめに

1. 様々な疑問と違和感

- ▶ マイナンバーの対象となる医療情報、医療独自の番号制度（医療等ID）の対象となる医療情報の混在
- ▶ マイナンバーの対象ではないが、マイナンバーのインフラを活用？
- ▶ 個人番号カードにマイナンバーとは関係ない公的個人認証（電子証明書）が当然のように搭載されることの違和感
- ▶ 自民党の「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ」の違和感



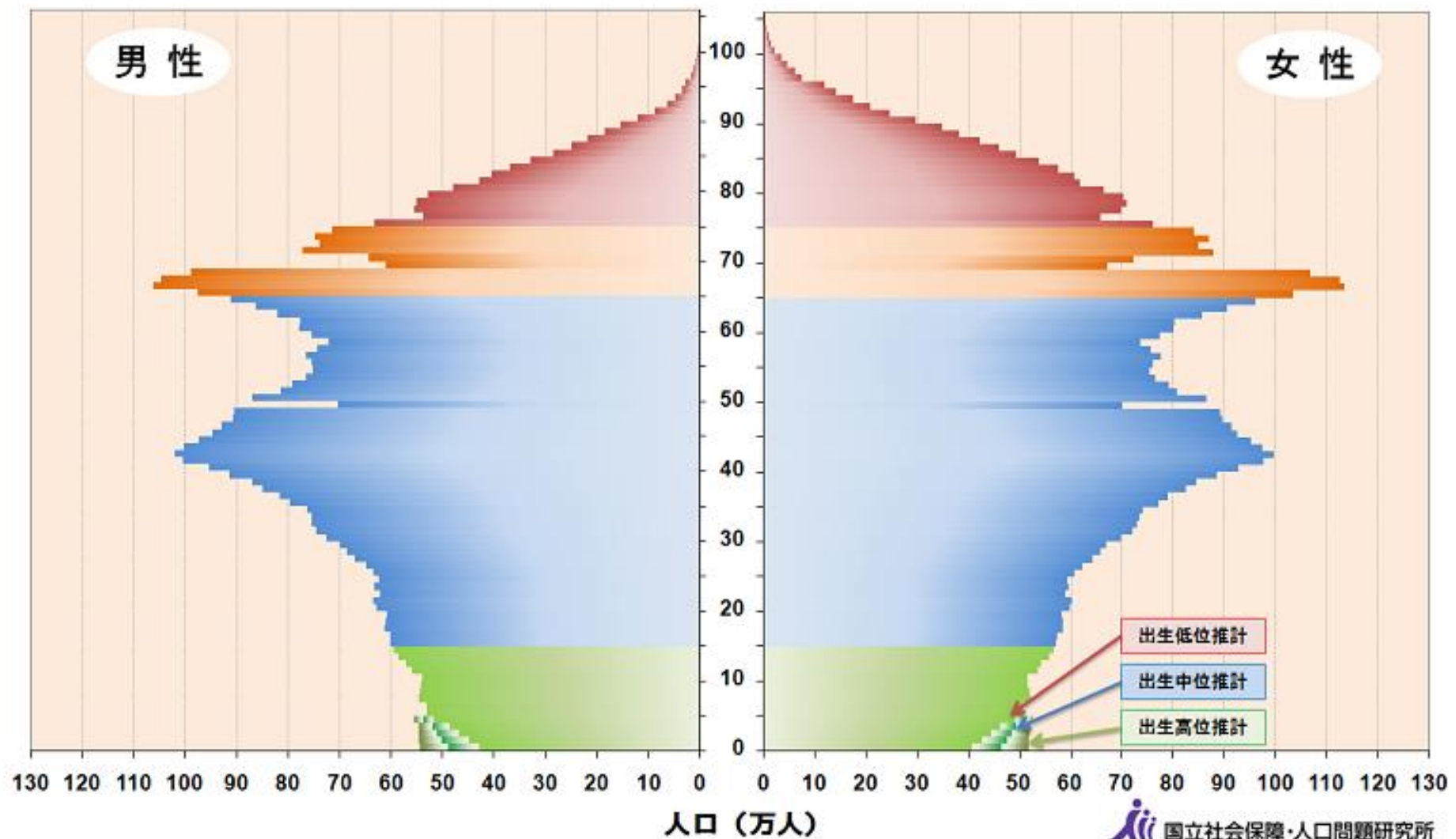
2. 私の出した結論(現時点での)

- ▶ 全ての医療情報がマイナンバーの対象となる、という単純な話ではなさそう(未だにこの懸念もある)
 - ▶ しかし、マイナンバー制度との密接な関係性は構築されそう
 - ▶ 個人番号カードの普及促進は、公的個人認証(電子証明書)の普及が狙いなのではないか(マイナンバーもデコイとして使われている?)
- マイナンバーとマイナンバーのインフラ、公的個人認証が医療情報との関係、政府の狙いを紐解く

1. 国の医療(社会保障)政策



2015年



国立社会保障・人口問題研究所

資料：1920～2010年：国勢調査、推計人口、2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

「社会保障・税の一体改革」⇒「経済・財政一体改革」

- ▶ 社会保障の基本を「自助」(自己責任)に
- ▶ 医療提供体制の再編(病床削減など)
- ▶ 徹底した歳出改革(抑制)

「日本再興戦略2015」「骨太方針2015」

- ▶ 社会保障費の大幅削減
- ▶ 医療・健康分野の新たな産業創出の推進

- 医療分野は「給付抑制と産業化」が目的
- 目的達成のため医療情報の利活用を促進



I 基本的な考え方

基本理念

- 社会保障制度の充実・強化を図るとともに、重点化・効率化を進め、国民負担の伸びの抑制を図る。
- 経済・財政と調和のとれた社会保障制度としていく。
- 中長期的な視野に立った社会保障のあり方を見据え、その実現を図っていく。

⇒ 経済・財政一体改革の推進にあたっては、こうした基本的な考え方に立ち、改革工程表に則って着実に改革を進めていく。

主な重点分野における改革について

- 平成28年度診療報酬改定などを通じて、医療提供体制の改革や薬価の適正化など、改革工程表に沿った取組を着実に推進。
- さらに、昨年の「保健医療2035」に引き続き、医療・介護の保険者機能の強化など、今後の重要施策の推進方策について、中長期的な視点で検討を進める。

①医療提供体制改革・薬局改革

病床の機能分化・連携、地域包括ケアシステム
「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及



・7対1入院基本料の見直し、「かかりつけ医」の評価
・「患者のための薬局ビジョン」の実現

②薬価の適正化、医薬品の適正使用の推進

価格・算定ルールの見直し
イノベーションの推進
多剤・重複投薬、残薬の解消



・先発品・後発品の適正な価格設定
・診療報酬でのイノベーション評価
・薬局から医師への疑義照会、残薬管理の評価

③保険者機能の強化

データヘルス横展開の加速化による医療の質の
向上、介護予防・重症化防止の横展開



・保険者のリーダーシップ確立（インセンティブも付与）
・データ分析等を行う民間企業との連携強化

④医療のICT化の推進

標準化、共通化等ICTインフラの整備、診療報酬で
の対応などによる次世代医療ICTの推進



・医療等IDの整備、データベース連結の推進
・「保健医療分野のICT活用推進懇談会」の議論を
踏まえ、今後改革を加速化

⑤医療費・介護費の分析

費用の伸び要因、地域差を分析・見える化し、質向上



・医療費、介護費の地域差縮小、全体の質も向上

経済成長

医療費等の
伸びの抑制

国民の健康
水準の向上

II 保険者機能の強化～「データヘルス横展開の加速」による「医療の質と持続性の向上」～

保険者機能の強化

○保険者機能の強化・連携等によりデータヘルスを強力推進

○ICTとビッグデータを活用して保険者機能を支援

医療の質向上、持続性の強化

データヘルスの実現には、①一定規模のビッグデータ、②ノウハウ、③財政力・人的資源が必要。しかし、日本の健保組合は中・小規模が多いため、ビッグデータの確保、財政面等で課題がある。

(参考)保険者規模(平成26年)(平均)

国保	協会けんぽ	共済	健保組合	ドイツ
約70万人 (各都道府県内の被保険者数の平均)	約76万人 (47都道府県内の平均)	約10万人	約2万人	約40万人

<当面の対応>

- ・保険者によるデータ分析の集約化や保健指導の共同実施等を支援
- ・韓国HIRA等をモデルに、ICTとビッグデータを最大限活用し、データヘルスや医療の質の評価・向上を目指す。その際、保険者が「医療の質を創る」べく、保険者の新たな役割・責任を明確化
- ・表彰制度等を通じ事業主にも「健康経営」を普及啓発

(参考)韓国・健康保険審査評価院(HIRA)

ICTとビッグデータ等を活用し、医療の質の評価、ソフトウェア開発等を実施



一体的に
改革を推進

「健康長寿」
「医療費適正化」
の実現

データヘルス横展開

1. 全国展開に向けた方法論の確立と協力体制の基盤整備

- 厚労省と医療関係者(日本医師会、糖尿病対策推進会議)の間で連携協定締結(3/24)、4月中を目途に国レベルでプログラム策定。今後、保険者の取組状況などを踏まえ、高血圧症等、他の生活習慣病にも展開を検討



協定締結式(3/24)

- 高齢者のフレイル(虚弱)予防として、栄養・口腔・服薬等の面から管理栄養士等による在宅訪問指導、運動指導等を実施

2. データ分析等を行う民間企業との連携強化

- データ分析に基づく健康・予防サービスを提供する事業者と、保険者等とのマッチングを推進するため、全国で「データヘルス見本市」を開催
- 2020年の目標(データ分析等を行う民間企業<保険者からの推薦等により質を確保>を少なくとも100社以上)達成に向け、毎年度、進捗状況を把握

3. 保険者のインセンティブ改革

- 平成30年度からのインセンティブ改革を今年度から前倒し実施し、保険者の取組を加速

	28年度	29年度	30年度
国保	インセンティブの前倒し 4月中目途に「評価指標」を公表	→	保険者努力支援制度の施行
被用者保険	新「加減算制度」の具体化、「評価指標」の決定(夏～秋目途)		新「加減算制度」の施行
後期高齢者	「特別調整交付金」で保険者インセンティブを実施	→	

1. ICTインフラの整備

- 以下のインフラ整備により、**医療機関間の連携や研究開発**を推進。

(1) 医療等IDの導入

- ・ 医療保険のオンライン資格確認や**医療等IDの制度設計**等について、昨年12月に**とりまとめ**。
- ・ 2018年度から段階的運用開始、2020年までの本格運用に向けて準備を着実に実施。

(2) データベース連結の推進

- ・ 医療情報の各種データベース事業の拡充・相互利用に向けて**研究事業を実施**。

2. 診療報酬改定によるICT推進

- **ICTによる技術革新や医療の質の向上への取組**を診療報酬で**適切に評価**。

(1) ICTを活用した情報共有・連携を促進

- ・ 医療機関間で検査結果・画像情報等を電子的に提供した場合に、**送信者・受信者双方に加算**。



(2) 遠隔モニタリングの評価

- ・ 遠隔で行う心臓ペースメーカーの指導管理について、**遠隔指導を行った月数に応じて評価を上乗せ**。

3. 次世代医療ICTの推進

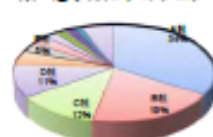
- 次世代医療ICTを推進するため、「**保健医療分野のICT活用推進懇談会**」を昨年11月に設置。

- 医療情報の**共通インフラ**や**プラットフォーム**を整備。医療連携を推進するとともに、**産官学が一体となった研究開発や新規サービス創出**を促進し、ICTを活用した**新たな保健医療システム**を実現。

具体的な方向性

- ◆ 医療等IDを2020年までに整備。電子カルテ・データの**標準化**を進め、データの共有・収集・分析を促進。

※ 電子カルテのシェア



- ◆ 患者の医療情報をデジタル化し、医療関係者と共有できる**全国規模ネットワーク化**を促進。
(医療の必要性が高い障害者等が安心して救急医療を受けられるためのシステム 等)



- ◆ 国等の**データベースの連結**を進めるとともに、研究機関をはじめとした様々な主体が**新たな価値を創出**できるようデータの提供や利活用を拡大。

2. 医療情報について



パーソナルデータの分類

分類	事例	データ項目例
医療：支払い	<u>レセプトデータ</u> ※国民健康保険制度下での医療費請求明細書	性別、年齢、傷病名、実施診療項目、実施日等
	<u>DPCデータ</u> ※DPC/PDPS(診断群分類包括支払制度)の下で厚労省に提出するデータ	性別、入院経路、重症度、主な手術、実施診療項目、実施日等
介護：支払い	介護レセプトデータ	提供サービス名称（月毎）等
医療：臨床情報	処方箋	薬剤名、用法・容量等
	<u>診療データ</u> 等	診断、実施手術、患者属性（重症度）等
患者保有	母子手帳、お薬手帳等	保護者等 薬剤名、用法・用量、副作用歴等
予防	<u>特定健診データ</u>	BMI、空腹時血糖、血圧等

医療等分野における 個人情報の適切な取扱いのための ガイドライン等

医療分野	・ <u>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン</u> ・ <u>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン</u> ・ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン ・ 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン ・ 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン ・ <u>レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン</u>
医学研究分野	・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 ・ <u>疫学研究に関する倫理指針</u> ・ レセプト情報・特定健診等情報データベースの第三者提供・利用を検討している方々へのマニュアル ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針 ・ <u>臨床研究に関する倫理指針</u> ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針
福祉分野	・ 福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン ・ 福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン

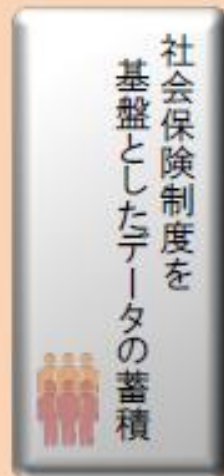
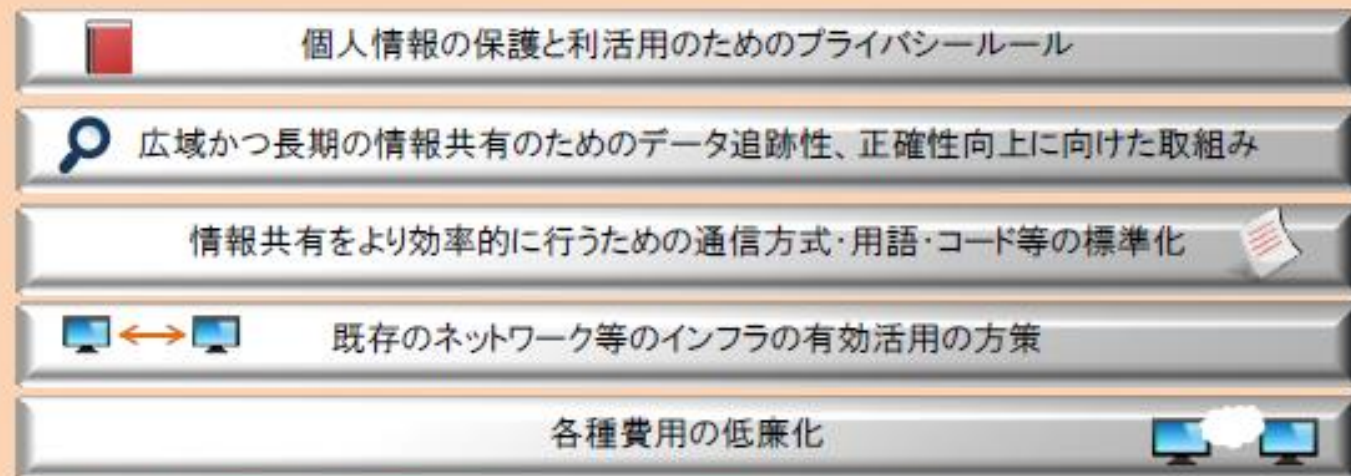
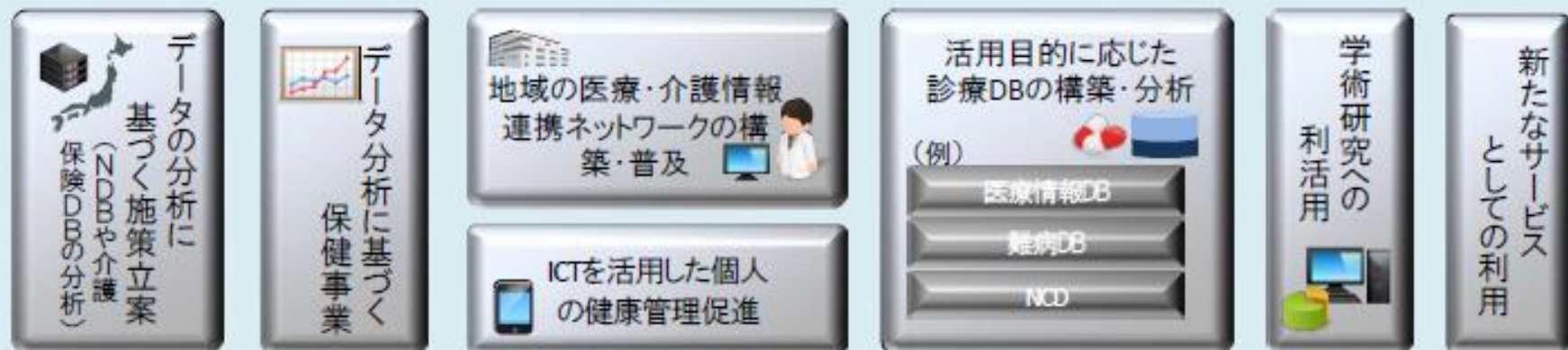
出典：厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等 を基に作成
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>

Copyright © 2013 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

3. 国の医療情報利活用(医療IT策)



データ利活用や情報連携のコンテンツ ➡ 官民連携による創出・充実の推進

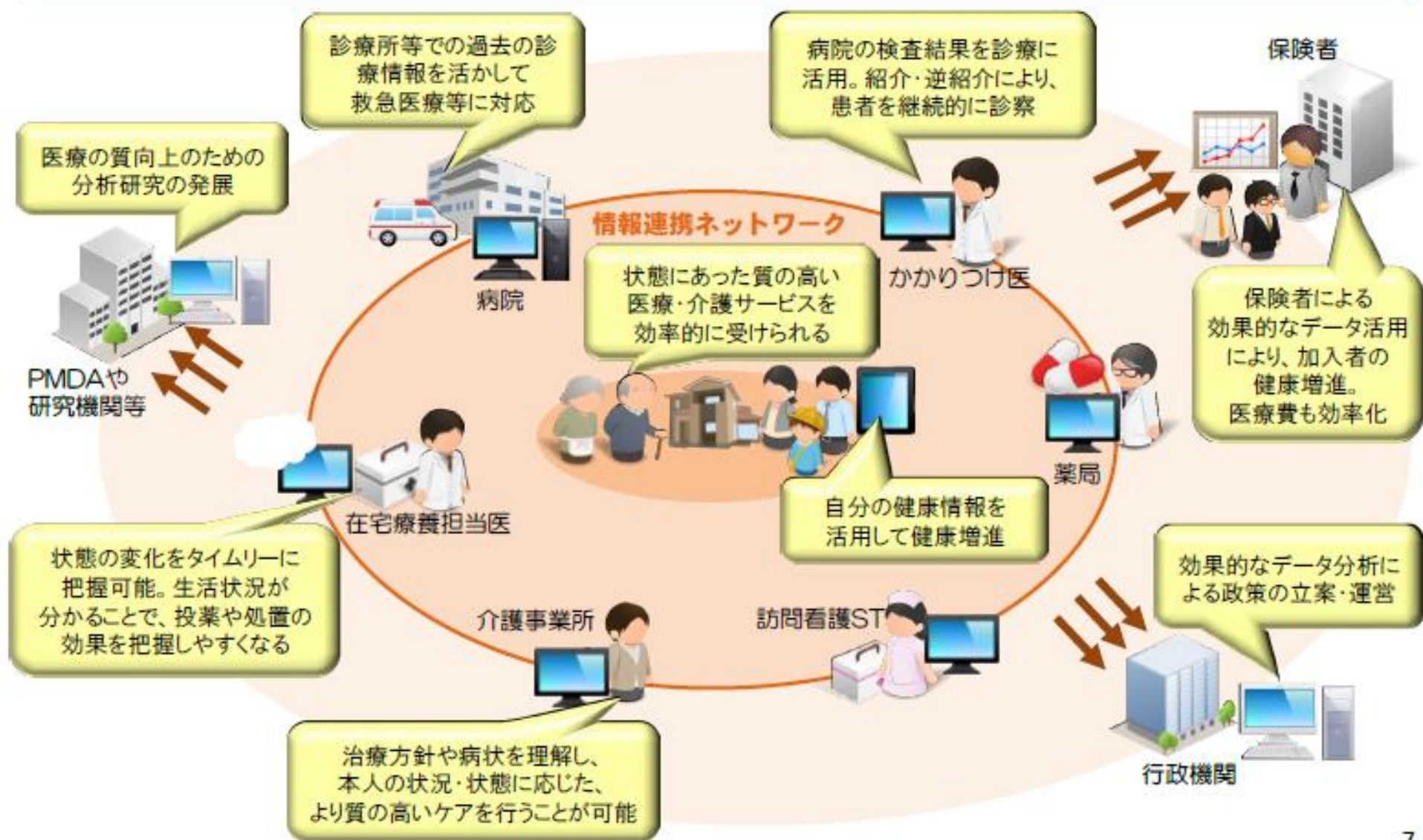


データ利活用や情報連携のためのICT基盤となる仕組み

➡ 社会インフラとしての国の積極的関与による制度・基盤整備

医療等分野のICT化が目指す将来像のイメージ

医療・介護サービスの質の向上と持続可能な社会保障制度の確保を目指したICT利活用



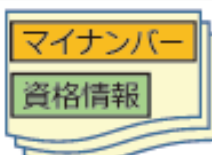
4. 個人番号カードと保険証の一元化(案)



公的個人認証を活用したオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

機関別符号の取得（準備段階）

医療保険者



※番号制度のインフラを基本的に活用
※市町村国保分は国保ネットワークを活用

①支払基金・国保中央会が保険者の委託を受けて資格情報を管理

支払基金・国保中央会



②支払基金・国保中央会が全保険者の機関別符号を取りまとめて取得

※符号の取得は支払基金がJ-LISとの窓口になって行う
※符号は保険者を異動しても変わらない医療保険の符号となる

※関係者との調整によって変り得る

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

住基ネット経由

住民票コード

情報提供ネットワークシステム経由



電子証明書と資格情報を突合させる（初回の受診時）

本人

保険医療機関（約17万7千）
保険薬局（約5万7千）

電子証明書

レセプト請求の専用回線経由

③ICチップから電子証明書を読み取り、資格情報を請求

支払基金・国保中央会



④支払基金からJ-LISに電子証明書に対応する機関別符号を照会

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

電子証明書

住民票コード

⑤J-LISは、電子証明書のシリアル番号に対応する住民票コードを引き当て、情報提供NW経由で機関別符号を支払基金に送付

機関別符号②

※機関別符号①と機関別符号②は支払基金が窓口であり同じ符号

※外来受診（延べ日数）
年間約20億件

⑥支払基金は、既に取得している機関別符号①と、新たに電子証明書に対応して送付された機関別符号②をキーにして、電子証明書に対応した資格情報を1対1で突合させる

保険医療機関等への資格情報の送付（突合された後）

電子証明書

⑦電子証明書の有効性を確認

※突合後は、電子証明書の有効性のみを確認
※突合後は、患者がどの医療機関に受診しても、その医療機関から照会された電子証明書に対応する資格情報を提供できる

地方公共団体システム機構

電子証明書

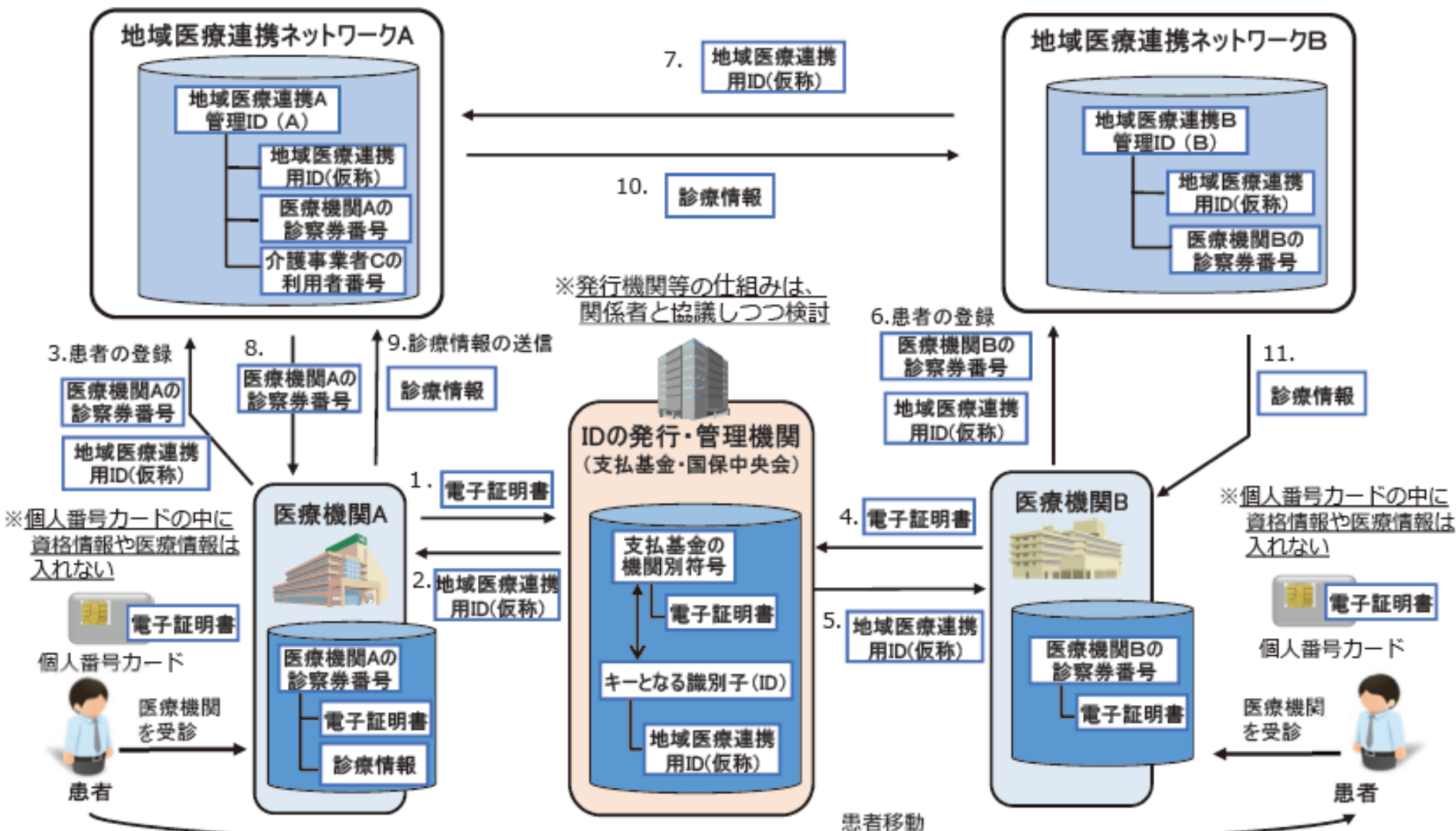
資格情報

⑧支払基金・国保中央会は、電子証明書に対応した資格情報を保険医療機関等に提供

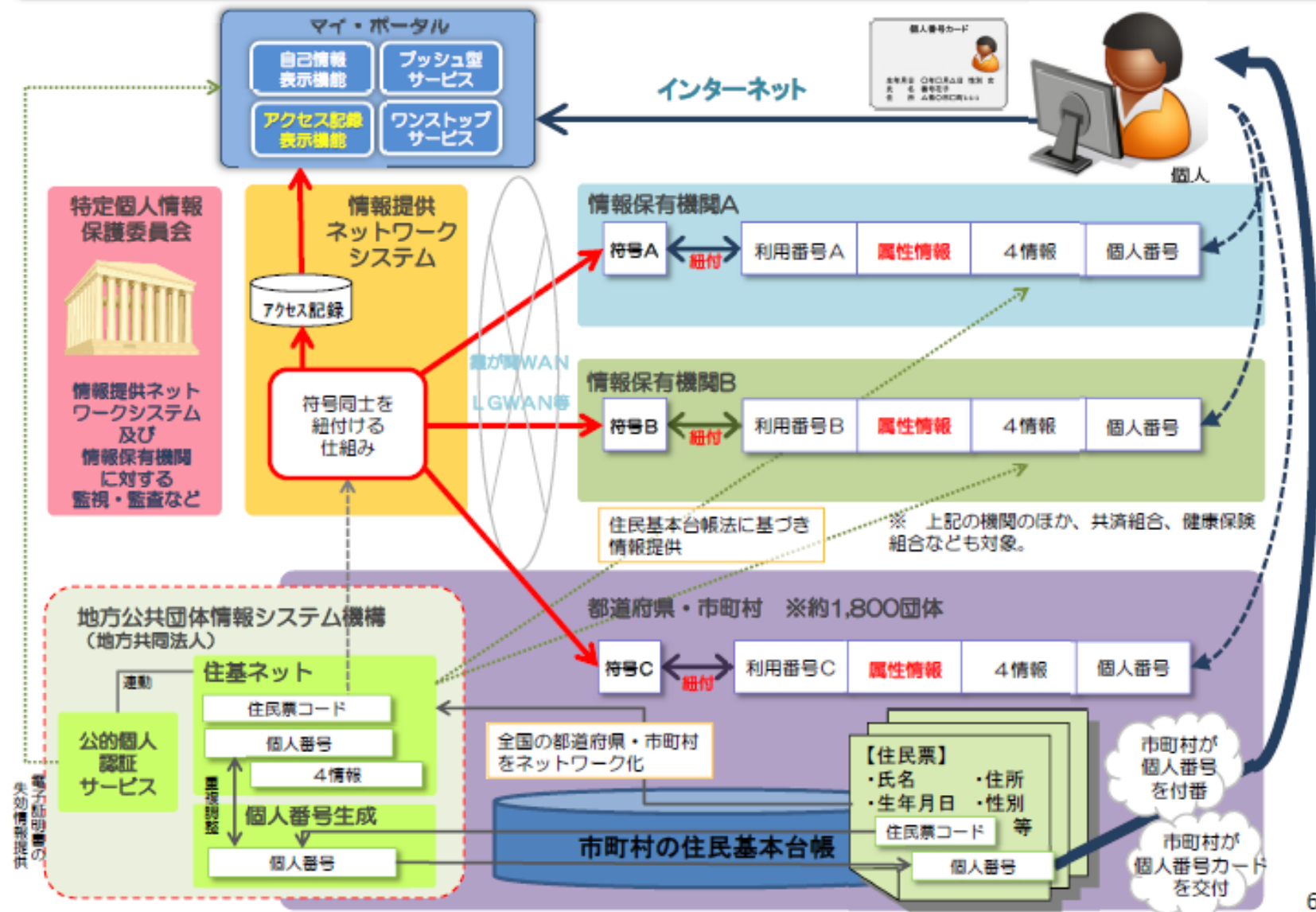
個人番号カード

電子証明書

地域医療連携用ID(仮称)を活用した地域医療連携ネットワーク間の 情報連携のイメージ①(個人番号カードを活用した発行のイメージ)



社会保障・税番号制度のイメージ



個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。



署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区 区々路2-1-1
発行番号	51111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期限	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイ・ポータルのログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)

利用者証明

公開鍵+電子証明書



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期限 〇年〇月〇日
発行者 機構



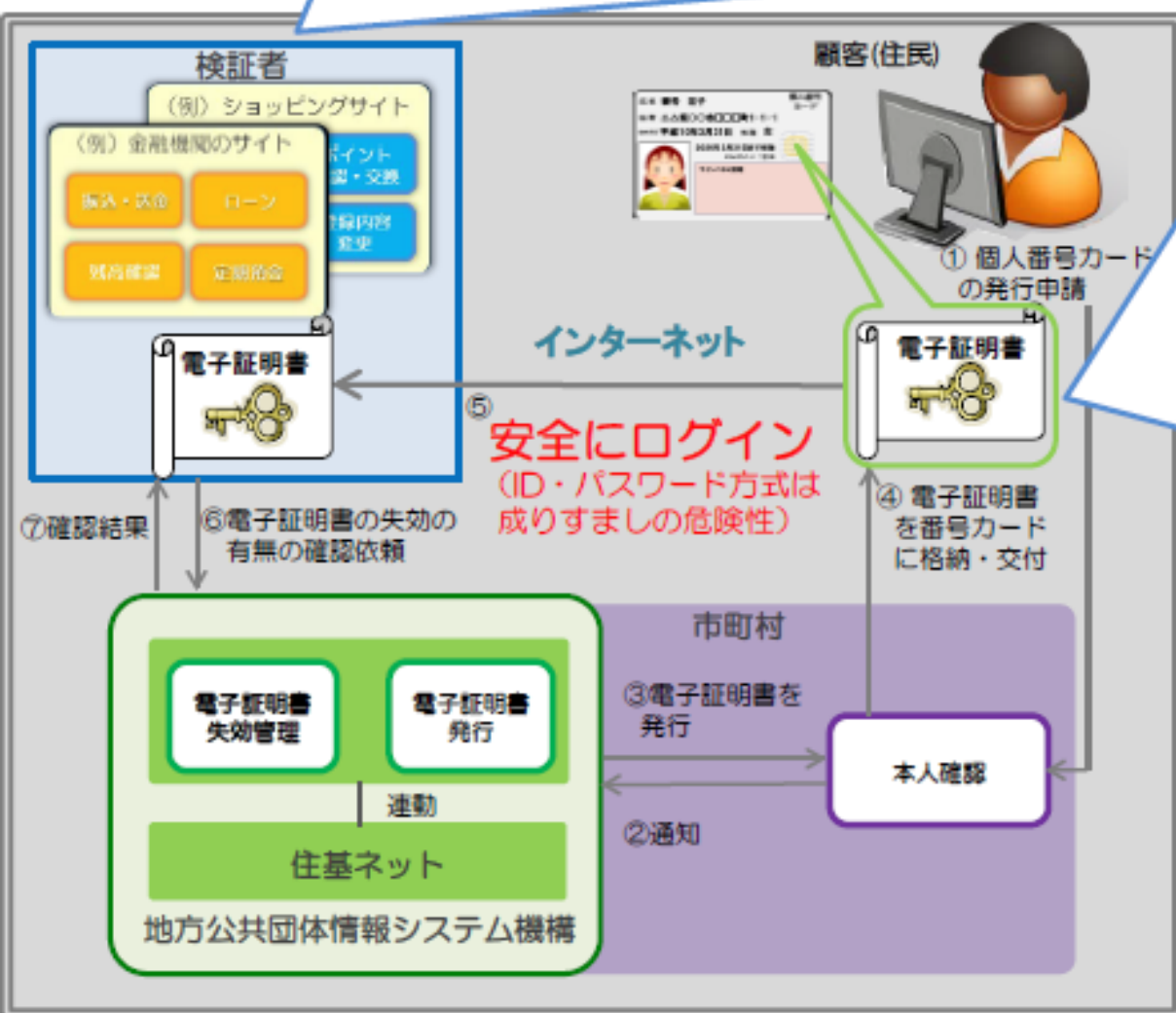
利用者証明用
公開鍵

※基本4情報の記録なし

(参考1)民間サイトでの公的個人認証サービスの利用イメージ

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大（平成28年1月～）
（＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大）



【改正点②】

電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

：インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>

【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

：インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

○スライド内引用資料の出典（スライド内に表示されているもの以外）

p.7～9：「I 基本的な考え方」「II 保険者機能の強化...」「医療の ITC 化の推進」

「経済・財政再生計画に沿った社会保障改革の推進」 2016 年第 5 回経済財政諮問会議 資料 5 厚生労働省・塩崎臨時議員提出

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/0404/shiryo_05.pdf

p.15～16：「医療健康分野における ICT 化推進のための政策の全体像」「医療等分野の ICT 化が目指す将来像のイメージ」

「医療・健康分野における ICT 化の今後の方向性」 2013.12 厚生労働省

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/iryou/dai2/siryou3.pdf

p.18～19：「公的個人認証を活用したオンライン資格確認の仕組み（イメージ）」「地域医療連携用 ID（仮称）を活用した地域医療連携ネットワーク...」

「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（概要）」（参考資料付） p.10 2015.12 厚生労働省情報政策担当参事官室

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000111017.pdf

p.20：「個人番号カードに格納される公的個人認証...」

「公的個人認証サービスの利活用について」 総務省 2014.11.21

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber/02gyosei02_03000071.html

p.22：「（参考 1）民間サイトでの公的個人認証サービスの利用イメージ」

出典：「公的個人認証サービスの民間拡大について」 総務省 2014.3.27

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai2/siryou1.pdf